

伊達市告示第58号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により、次のとおり定める。

平成24年3月30日

伊達市長 菊谷 秀吉

1 悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の規制地域の指定

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域として、A区域及びB区域を次の図のとおり指定する。

「次の図」は、省略し、伊達市経済環境部環境衛生課に備え置いて縦覧に供する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。